

公益財団法人東洋文庫における公的研究費等の不正使用に関する通報窓口規約

(趣旨)

第1条 この規約は、公益財団法人東洋文庫における公的研究費等取扱規約第6条第2項に基づき、公益財団法人東洋文庫（以下「文庫」という。）における公的研究費等の不正使用に関する通報窓口（以下「通報窓口」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規約において、不正使用とは、公的研究費等について規定する法令や関係規程等に違反する使用を行った場合をいう。

(委員会)

第3条 通報に関する調査、是正措置の実施及び再発防止策の策定までを適切に行うための任務を、文庫のコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）に委嘱する。

(通報窓口の設置)

第4条 不正使用に関する通報に応じる窓口を本件の第三者機関である総務部総務課に設置する。

(通報の取扱い)

第5条 不正使用に関する通報の方法は、原則として、顕名により、電話、電子メール、FAX、書面又は面談によるものとする。

2. 報道、インターネット等により、合理的な論証に基づいて特定不正行為の疑いが指摘された場合は、窓口への通報に準じて取扱う。

(通報処理体制の周知)

第6条 文庫は、通報の処理体制及びコンプライアンスの重要性について、研究者等に周知する。

(通報等の内容の検討)

第7条 通報を受け付けた場合は、通報者に告発の意思を確認し、最高管理責任者に連絡するとともに、速やかに委員会に報告するものとする。

2. 委員会は、前項の報告を受けた場合には、速やかに予備調査を行い、30日以内に当該通報についての告発等の合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否について配分機関に報告する。

3. 本調査不要と認められた場合、予備調査の結果は通報者に通知し、調査資料を保存して、必要に応じ開示する。

(利益相反の排除)

第8条 委員会構成員は、文庫、告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。また、自らが関係する通報の処理に関与してはならない。

(調査)

第9条 通報が行われた事項に関する事実関係の調査は、委員会が行うものとする。

2. 委員会は、必要に応じて弁護士、公認会計士等の第三者を半数以上含む調査チームを設置することができる。また調査チームメンバーの氏名は必要に応じて開示する。
3. 調査の実施においては、通報者等の守秘のため、匿名、顕名の別によらず、通報者等が特定されないよう調査の方法に十分に配慮しなければならない。
4. 調査により知り得た情報は、決して他に漏らすことのないように努めなければならない。
5. 委員会は、調査対象となっている研究員に対し、研究費の使用停止を命じることができる。
6. 調査期間は、当該案件の内容により個別に設定する。

(協力義務)

第10条 文庫の研究員等は、通報の内容に関する事実関係の調査に際して委員会から協力を求められた場合には、当該調査に協力しなければならない。

(審査及び認定)

第11条 委員会は、調査の結果を審査し、不正行為と認められる場合は、その内容等について認定する。

2. 調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、通報者の氏名公表等の適切な処分を行う。
3. 調査の結果、不正行為が認められず、また悪意による告発ではないことが判明した場合は、通報者および被通報者の研究活動に不利益が生じないように配慮しなければならない。

(調査結果の通知及び報告)

第12条 委員会は、前条の認定を行った場合は、直ちに、その内容を最高管理責任者に報告しなければならない。

2. 最高管理責任者は、前項の報告を受け、速やかに通報者、被通報者に通知するとともに、被通報者の所属機関、資金配分機関、文部科学省に通知する。

(不服申し立て)

第13条 当該行為に関与した者は、前条認定に不服ある場合には、認定があつてから30日以内に不服を申し立てることができる。

2. 不服申し立ての審査は、委員会において行い、その詳細は、別に定めるものとする。

(処分)

第14条 委員会における調査の結果、不正行為を認定した場合には、最高管理責任者は、当該行為に関与した研究者等に対し、必要な処分を行うものとする。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、不正使用に関する通報窓口等の取扱いに関し、

必要な事項は、別に定める。

2007年11月1日施行

2015年4月1日改訂